

令和7年度

自動車事故被害者支援体制等整備事業

(社会復帰促進事業)

公募要領

令和7年4月

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

1. 事業の趣旨

高次脳機能障害特有の症状として、社会的行動障害や記憶障害がありますが、適切なリハビリテーションを受けることで、社会復帰につながる可能性があります。

頭部外傷を治療する病院や自立訓練を提供する事業所はあるものの、入院中は患者にとって守られた環境下での生活となるため、高次脳機能障害が概して目立たず、発見されないことがあるほか、高次脳機能障害に理解のある事業所も多くない状況にあります。そのため、高次脳機能障害の発見が遅れる場合や適切な自立訓練を受けられず、高次脳機能障害を有する者が社会復帰できない場合が生じうる状況となっています。

このため、国土交通省では、自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図る方策を検討することを目的として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う、社会復帰促進事業のモデル事業を実施します。

予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用を補助します。

なお、事業に対する補助は単年度となりますが、高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰までの切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向け、最長6年間、国土交通省から事業実施にかかる経費の補助を行い、7年目以降は事業者による自主財源により事業を継続することを想定しています。

2. 補助対象事業者の要件

社会復帰促進事業においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第12項に規定する「自立訓練」を行う事業所（以下「自立訓練事業所」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象事業者」をいう。）を交付対象とします。補助対象事業者の要件として、下記①から⑥を満たすことが必要です。

- ① 補助を受けようとする国の会計年度までに自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用していること。
- ② 事業を効率的かつ確実に実施することができる自立訓練事業所であること。
- ③ 利用する高次脳機能障害を有する者に対し、リハビリテーションを実施する心理職の資格を有する者、言語聴覚士、理学療法士又は作業療法士（以下、「専門職」という。）が1名以上配置されていること。
- ④ 自立訓練提供支援費のうちリハビリテーションを実施する従業員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす自立訓練事業所であること。
 - イ) 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の下欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

自立訓練（機能訓練）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員
自立訓練（生活訓練）	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	生活支援員

- ⑤ 自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）実施細目第3条第3項に掲げる地域連携支援費の対象となる取組みを実施する者であること。
- ⑥ 国土交通省及び有識者で構成された審査会で、補助対象事業者として選定された事業者であること。

3. 事業の概要

3.1 応募対象の事業

自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図るため、自立訓練を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う事業で、事業実施に十分な体制が確保されている者を対象とします。なお、事業内容は、下記の通りとします。

（事業内容について）

(1) ネットワーク構築支援（基本項目【任意】）

具体的には、以下のような内容が該当します。

- 病院とのネットワークを構築するために必要な業務
- 病院とのネットワーク構築に資する研修等の開催や参加

(2) 自立訓練提供支援（基本項目【任意】）

具体的には以下のような内容が該当します。

- 高次脳機能障害を有する者を対象とした自立訓練の提供
- 高次脳機能障害を有する者を対象とした自立訓練の提供に資する研修等の開催や参加

(3) 地域連携支援（基本項目【必須】）

具体的には、以下のような内容が該当します。

- 高次脳機能障害を有する者の支援に係る専門的知識を有する者が地域の事業所等との連携を構築するための業務
- 地域の他の自立訓練事業所との連携構築に資する研修等の開催や参加

3. 2 補助金の額

一事業者あたりの補助金の額は、「3. 3 補助金額の考え方」に基づき、「基本項目」と「加算項目」の合計額以内の額とし、一事業者につき、単年度あたり1,000万円（ただし、本補助事業選定初年度の補助対象事業者は1,200万円、4 事業年度目の補助対象事業者は750万円）を限度とします。

3. 3 補助金額の考え方

実施する補助事業の内容に合わせ、支援体制の整備状況によって決まる「基本項目」と、「加算項目」によって構成されています。

多数の事業者から要望があった場合や、完了実績報告の審査結果により、要望額全てに対して交付しない場合がありますので、ご了承ください。

- ① 基本項目は下記のとおりです。活動項目により区分1から区分4に分類し、上限額を設定します。上限額については、必須項目である地域連携支援を週30時間以上実施した場合は満額給付とし、週15時間以上30時間未満実施の場合は1/2 給付とします。また、選定初年度の事業者に限り基本項目の実施額に20%を乗じたスタートアップ加算を行います。

活動項目	事業内容
①ネットワーク構築支援 【任意】	病院と連携した高次脳機能障害の評価実施につながる取組に関する病院とのネットワークの構築
②自立訓練提供支援 【任意】	高次脳機能障害に合わせた自立訓練の提供
③地域連携支援 【必須】	高次脳機能障害を有する者の支援に係る専門的知識を有する者が地域の事務所に訪問する等の地域との連携を図る取組み

分類	満額給付の場合	1/2 給付の場合
地域連携支援実施時間数により、どちらかを選択	地域連携支援を週30時間以上実施（複数人の合計可）	地域連携支援を週15時間以上30時間未満実施（複数人の合計可）
区分1	地域連携支援	
	上限 300 万円	上限 150 万円
区分2	地域連携支援	
	上限 300 万円	上限 150 万円
	ネットワーク構築支援	
	上限 200 万円	上限 100 万円
	合計	

	上限 500 万円	上限 250 万円
区分 3	地域連携支援	
	上限 300 万円	上限 150 万円
	自立訓練提供支援	
	上限 300 万円	上限 150 万円
	合計	
	上限 600 万円	上限 300 万円
区分 4	地域連携支援	
	上限 300 万円	上限 150 万円
	自立訓練提供支援	
	上限 300 万円	上限 150 万円
	ネットワーク構築支援	
	上限 200 万円	上限 100 万円
	合計	
	上限 800 万円	上限 400 万円

② 加算項目は下記の通りです。

分類	計算式	上限額
ネットワーク構築支援	「病院への訪問件数」×「単価」 ※「単価」：1件あたり5万円	上限100万円
地域連携支援	「地域の事業所等への訪問件数」×「単価」 ※「単価」：1件あたり5万円	上限100万円
研修、勉強会等 開催・参加	病院とのネットワーク構築、自立訓練の提供及び地域連携の構築に資する研修等	上限50万円

3. 4 交付決定額の考え方

「基本項目」と「加算項目」を、当初の交付決定額として決定します。基本項目と加算項目の合計額については、1事業者1事業年度あたり1,000万円（ただし、本補助事業選定初年度の補助対象事業者は1,200万円、4事業年度目の補助対象事業者は750万円）を上限額とします。

「加算項目」については、支援実績の見込みを申請していただきます。各事業者の事業の実施状況等と本事業の予算を総合的に考慮し、中間報告、実績報告等を踏まえ、額の確定を行います。

3. 5 補助金の範囲

「3. 3 補助金額の考え方」にて示した項目の範囲で、次の「3. 6 対象経費」にて示す経費について計上できます。

なお、本事業に係る補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」、「被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和55年9月12日付自保第151号）」及び、本補助金の実施細目、公募要領に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

3. 6 対象経費

1. ネットワーク構築支援費

① 人材雇用費

病院とのネットワーク構築に従事している者の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）

② 求人情報発信費

病院とのネットワーク構築に従事する新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に係る経費のうち、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料（職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第32条の3第1項第1号又は第2号の規定に基づく手数料として支払う経費に限る。）、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格10万円以上であるもの

③ 印刷製本費

病院とのネットワーク構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本等に要する経費

④ 備品類導入費

病院とのネットワーク構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費

⑤ 旅費

病院とのネットワーク構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、病院とのネットワーク構築に資する研修、セミナー、講演会等（以下「研修等」という。）の開催に係る講師の旅費及び宿泊費

⑥ 諸謝金

病院とのネットワーク構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われるものに限る。）

⑦ 使用料

病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費

- ⑧ 研修等参加費
病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る参加費

II. 自立訓練提供支援費

- ① 人材雇用費
自立訓練の提供に従事しており、かつ、2. ③に規定する専門職の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）
- ② 求人情報発信費
自立訓練の提供に従事する新たな職員等を雇用するための求人情報の発信に係る経費のうち、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料（職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第32条の3第1項第1号又は第2号の規定に基づく手数料として支払う経費に限る。）、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格10万円以上であるもの
- ③ 印刷製本費
自立訓練の提供に係る周知・広報に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本等に要する経費
- ④ 備品類導入費
自立訓練の提供に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費
- ⑤ 旅費
自立訓練の提供に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、自立訓練の提供に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費
- ⑥ 諸謝金
自立訓練の提供に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われるものに限る。）
- ⑦ 使用料
自立訓練の提供に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費
- ⑧ 研修等参加費
自立訓練の提供に資する研修等に係る参加費

Ⅲ.地域連携支援費

① 人材雇用費

地域連携の構築に従事している者の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）

② 求人情報発信費

地域連携の構築に従事する新たな職員等を雇用するための求人情報の発信に係る経費のうち、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料（職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第32条の3第1項第1号又は第2号の規定に基づく手数料として支払う経費に限る。）、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格10万円以上であるもの

③ 印刷製本費

地域連携の構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本等に要する経費

④ 備品類導入費

地域連携の構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費

⑤ 旅費

地域連携の構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費

⑥ 諸謝金

地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われるものに限る。）

⑦ 使用料

地域連携の構築に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費

⑧ 研修等参加費

地域連携の構築に資する研修等に係る参加費

3. 7 補助対象期間

選定初年度の補助対象事業者については、補助対象事業者の選定後（審査結果通知）から令和8年3月末までを、前年度実績報告を完了した補助対象事業者については、今年度の事業と前年度の事業の継続性が認められる場合は、令和7年4月1日から令和8年3月末までを補助対象期間とし、かつ、指定する期日までに支払いを完了することが必要となります。補助対象事業の実施期間外に

支払われた経費等については、補助対象になりません。

3. 8 その他

同一の内容及び期間で、国土交通省や他省庁、地方公共団体等の補助金を受けている事業の応募は認められません。

4. 補助対象事業者の選定等

4. 1 審査手順

- ・ 国土交通省にて、7. 応募に基づき提出されたが要件に適合しているかを審査し、補助対象事業者として選定します。
- ・ 審査の過程において疑義が生じた場合は、必要に応じてヒアリングの実施、追加資料の提出等を求めることとし、国土交通省から個別に連絡します。
- ・ 応募書類提出後、国土交通省及び有識者による審査会を開催し、2. 補助対象事業者の要件及び4. 2選定基準により審査を行います。なお、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

4. 2 審査基準

以下の観点から審査を実施します。

① 技術能力に関する要件

- ・ 高次脳機能障害を有する者に対しての社会復帰の促進に資する活動の実績又はその知見を十分に有していること
- ・ 病院関係者又は他の自立訓練事業者、その他の関係者との協調及び連携を実施していること

② 管理体制及び処理能力に関する要件

- ・ 事業実施及び会計手続を適正な実施体制を有していること

③ 業務理解度に関する要件

- ・ 具体的な業務に関する基本方針が明示されていること
- ・ 高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進に資する提案であること

④ 実施手順に関する要件

- ・ 事業の実施手順が計画的であり、かつ、明確に定められていること
- ・ 事業成果を達成するための計画的な日程であり、かつ、作業手順が適切であること

⑤ 的確性に関する要件

- ・ 高次脳機能障害の把握から自立訓練、地域における生活復帰まで継続的な支援の実施が可能となる先駆的な取組となっていること
- ・ 十分な実証成果を得ることが期待できること

⑥ 実現性に関する要件

- ・ 事業継続の能力があり、かつ、将来的な発展性が見込まれること
- ・ モデル事業として他の地域に展開できる普遍性が見込まれること
- ・ 実施計画及び日程等が適切であり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものである

こと

- ・ 補助対象事業を実施するための財務体力を有していること

4. 3 審査結果の通知

審査の結果、補助対象事業者に選定された者については、国土交通省のホームページで公表するとともに、選定結果を通知します。

5. 補助金の交付申請・決定

5. 1 交付申請・決定

結果の通知後、補助対象事業者に選定された者は、事務局からの案内に従い、交付申請を行っていただき、事務局において内容を審査した上で補助金の交付決定を行います。

5. 2 選定後、事業開始までの流れ

今年度から選定された補助対象事業者は、選定された日付を持って、事業着手可能となります。

5. 3 申請の取下げ

5. 1 の交付決定を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは申請の取り下げを行うことができます。

5. 4 実施状況の確認・報告の実施

補助対象事業者に対して、補助対象期間における事業の適正な執行状況を確認するため、事務局から事業の進捗状況の確認を実施します。

(1) 報告時点において、全体の執行状況やその後の実施計画に応じて、交付決定額を減額又は増額する場合があります。

また、交付決定内容と事業実績（執行率）に大きな乖離があった場合には、是正措置等を講じる場合があります。

(2) 報告内容によっては現地調査を実施する場合があります。

5. 5 実績の報告等

補助対象事業者は、事業の実施状況を確認するため、令和8年2月頃に開催予定の報告会において国土交通省及び有識者に対して、実績報告を行っていただきます。

5. 6 実績報告書の提出

補助対象事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止を含む。）したときは、事業完了後速やかに、実績報告書を提出していただきます。

5. 7 補助金の額の確定

実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査

し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知します。

5. 8 補助金の支払い

補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金事務局より支払います。

5. 9 交付決定の取消し

次に掲げる事項に該当するときは、補助対象事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

- ・ 補助対象事業者が補助金交付の条件に違反した場合
- ・ 補助対象事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- ・ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

6. 補助対象事業者の責務

補助対象事業者は、次の条件を守らなければならない。

6. 1 計画変更の承認等

補助対象事業者は、やむを得ない事情により、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ国土交通省の承認を得なければならない。

- ・ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

補助対象事業者は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けなければならない。

6. 2 実績の報告等

補助対象事業者は、5. 4、5. 5及び5. 6のとおり報告をしなければならない。

6. 3 事業実績書類の保管

補助対象事業者は、補助事業の実績を、事業主体のその他本来事業と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

6. 4 事業に関するアンケート・ヒアリング・事例集の作成への協力

補助対象事業者には、補助事業実施期間中及び事業終了後、当該事業及びその後の状況や利用者の満足度等について、国土交通省にて実施するアンケートやヒアリング、事例集の作成等に協力しなければならない。

6. 5 その他

- ・ 補助事業終了後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがあります。
- ・ 補助対象事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定取消し、補助金の返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ・ 事業完了後の実績報告書等の期限内の提出ができない場合には、補助金をお支払いすることができません。
- ・ 国土交通省に個人情報を提供する場合は、利用者・介護者に対して同意を得るなど、施設の個人情報保護方針に基づき対応してください。
- ・ 国土交通省の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき対応いたします。
- ・ 補助対象事業者は、事業により実施した調査等から得られたデータ等を原則公開することを条件とします。

7. 応募

7. 1 応募期間・提出方法

- ・ 応募期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）
- ・ 提出方法
提出書類は、電子メールにより「hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp（！を@に置き換えてください）宛てに提出してください。また、メールの件名（題名）は必ず「令和7年度社会復帰促進事業 申請書」としてください。

7. 2 提出書類

- ① 応募者等の概要【様式1】、応募者の営む主な事業及びその内容が分かる資料（事業者パンフレット、全部事項証明書、会社定款、事業指定通知書）
- ② 企画提案書【様式2】、事業実施手順書、事業実施体制図、事業実施工程表
- ③ 補助対象となる自立訓練事業所における2. ①で規定する自動車事故による高次脳機能障害を有する者の利用状況が分かる書類
- ④ 過去3カ年度の収支予算書（令和6年度モデル事業者は過去1カ年度の収支予算書）
- ⑤ 過去3カ年の財務諸表（法人全体）（令和6年度モデル事業者は過去1カ年度の財務諸表）

8. 問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局保障制度参事官室 担当：山下、森

T E L : 03-5253-8111（内線41418）

E-mail : hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp（！を@に置き換えて下さい）